

給付せらるべき事。

5. 公務員傷の場合、本人より申請
アリタル時、直ぐは、專向医ノ治療、
ヲ受ケシラレタリ。此場合休業
治療ヲ要スル時、日給金ノ金額ヲ
支給せらるべき事。

6. 職工ヲ解雇スル時、左ノ順序ニ
従ヒ解雇手当ヲ支給せらるべき事。

I. 在勤6ヶ月以下、日給、2ヶ月分。

II. " 1ヶ月以下、" 2ヶ月分。

III. " 1ヶ月以上、2ヶ月以下、1ヶ月
ヲ増ス毎、1ヶ月分宛加算。

IV. " 2ヶ月以上、10ヶ月迄、1ヶ月
ヲ増ス毎、2ヶ月分宛加算。

ヲ増ス毎、2ヶ月分宛加算。

V. " 10年以上、15年ヲ増ス毎、

2ヶ月分宛加算。

7. 賞金給付規定ヲ旧天野工場時
代ノ制ニ順応シ制定せらるべき事。

8. 日本労技会、団体権ヲ承認シ、
労資共ニ協和シテ、産業能率ヲ増
加スル様セラレタリ。

9. 徴兵適齡検査及簡便點検
勢演習等応召ノ場合、出勤
認メラレタリ。

10. 衛生ノ設備ヲ完備セラルべき事。